



受動喫煙防止対策が

事業者の義務化

となりました

(平成26年6月25日に、改正「労働安全衛生法」が公布され、平成27年6月1日から)

健康増進法
改正案が
2020年4月1日
全面施行

喫煙用ユニットハウス SMOKING ROOM



標準モデル 5人~7人用

U200SR型

W3,600×D1,800×H2,610

ハウス本体のみ(標準仕様)

標準価格 **1,200,000円**
(消費税・送料別途)

ハウス本体+エアコン

標準価格 **1,300,000円**
(消費税・送料別途)

ハウス本体+エアコン+集塵・脱臭機

標準価格 **1,850,000円**
(消費税・送料別途)

レンタル・製造販売致します。
サイズ変更も可能ですので
お気軽にご相談下さい。



標準仕様(ユニットハウス本体)

- 外壁 金属サイディング(シルバーメタリック)
*壁色変更可能
- 内装 プリント合板
- 天井 カラー合板
- 床 塗装耐水合板 フロアータイル
- 建具 アルミ引戸 FIX窓
- 電気設備 LED照明 壁コンセント 片切スイッチ
有圧換気扇 吸気口 分電盤

オプション機器

- 喫煙用集塵・脱臭機
スモークダッシュ
三菱 BS-C13C



- 冷暖房エアコン
2.2kw/100V



*改良などにより予告なく変更する場合があります。

【受動喫煙防止】が求められる時代。

『喫煙ユニットハウス』が喫煙対策のお手伝いをします。

他人のタバコの煙を吸ってしまう受動喫煙。

その健康への悪影響を防ぐために、全国各地で受動喫煙防止対策が強化されています。

現状は…

受動喫煙を生じさせずに喫煙出来る場所が明らかでなく、
非喫煙者が望まずに受動喫煙をしてしまう状況

今後は…

望まない受動喫煙をなくすため、禁煙区分が厳格化!

◆厚生労働省 健康増進法改正 2020年4月 全面施行

受動喫煙防止対策助成金については厚生労働省ホームページをご確認ください。

厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp>

喫煙用ハウスの特長

■カンタン設置で即日使える

トラックで運んで、クレーンで設置するだけの簡易施工。

内装、電気設備装備済みなので電気を引き込めば設置後すぐ使用が可能です。

■10㎡(約3坪)以下のコンパクト設計サイズ

標準(基本)は、防火、準防火地区以外の仕様『建築確認申請不要』

■丈夫で安心の鉄骨構造

小規模スペース専用としてスリム化。自由に使えるシンプルなデザインです。

柱および各フレームは鉄骨仕様のため、十分な強度を確保しています。

■室内は明るく清潔な環境設計

室内はホワイト色を基調とし明るく清潔感ある空間。照明、コンセントが標準装備されています。

★設置のに関する注意事項

- ①ハウスへの電気引込(一次側電気)はお客様にてお願い致します。
- ②設置場所への進入路、敷地の条件により設置できない場合がございます。
- ③離島や遠隔地の送料については別途お見積り致します。

お問い合わせは

製造元

株式会社 **みちのくハウス** 

MICHINOKU HOUSE

■栗石工場

〒020-0503 岩手県岩手郡栗石町七ツ森2-1

TEL 019-601-5138 FAX 019-601-5238

■岩沼展示場

〒989-2431 宮城県岩沼市相の原三丁目2-12

TEL 0223-36-7220 FAX 0223-36-7221

*改良などにより予告なく仕様変更する場合があります。